

令和3年4月の報酬改定に伴う「介護給付費算定に係る体制等に関する届出」の留意事項 (福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与)

- 本県が所管する介護保険施設・事業所について、令和3年4月1日から算定を開始する加算等に係る「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」等の提出期限を、特例的に令和3年**4月15日(木)**とする取扱いとします。
- 加算等の算定内容に変更がなく、「LIFEへの登録」が「1 なし」の場合、届出は必要ありません。(届出がない場合、「LIFEへの登録」は「1 なし」とみなされます。)

提出書類	書類提出前の自主確認事項
介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 (別添届出書) ※介護・予防介護共通	<ul style="list-style-type: none"> ○届出者の所在地・名称・代表者氏名が記入、押印されているか。 ○「届出者の名称・事務所の所在地、代表者の氏名・住所」欄と、「事業所の所在地、管理者の氏名・住所」欄とを逆に取り違っていないか。 ○フリガナ、郵便番号、電話・FAX番号等に記入漏れがないか。 ○「実施事業」欄は、実施する項目（福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与）に○を付しているか。 ○「指定（許可）年月日」の記入があるか。 ○「異動等の区分」欄は、該当項目に○を付しているか。 ○「異動（予定）年月日」欄は、各月15日までに提出する場合は翌月1日と、各月16日以降に提出する場合は翌々月1日と記入されているか。 ○「介護保険事業所番号」は正しく記入されているか。 ※新規指定の場合、事業所番号は記入不要。 ○申請者が医療機関の場合、「医療機関コード」の記入があるか。 ○変更の場合、「異動項目」欄及び特記事項の「変更前」、「変更後」欄に変更内容が具体的に記入されているか。
介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 (別紙1-1：介護) (別紙1-2：予防介護)	<ul style="list-style-type: none"> ○「記入担当者氏名」欄に記名されているか。 ○「事業所番号」欄は正しく記入されているか。 ※新規指定の場合、事業所番号は記入不要。 ○「事業所名」欄に誤って法人名等が記入されていないか。 ○「記入担当者電話番号」、「異動区分」、「事業所電話番号」の各欄に記入漏れがないか。 ○「提供サービス」欄の該当サービス「17 福祉用具貸与」、「67 介護予防福祉用具貸与」に○を付しているか。 ○「適用開始年月日」欄は、体制等に関する届出書（別添届出書）の「異動（予定）年月日」欄と同じ日付が記入されているか。 ○「その他該当する体制等」欄は、各加算の該当する項目（「1. なし」、「2. あり」等）に○を付しているか。

提出書類	書類提出前の自主確認事項
特別地域加算	※添付書類は不要。
中山間地域等における小規模事業所加算	<p>【添付書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中山間地域等における小規模事業所加算に関する届出書（別紙２） ※新規指定事業所については、４月目以降届出が可能となる。 ※（地域に関する状況）及び（規模に関する状況）双方の「2. 該当」に○を付していない場合は、当該加算の算定不可。

【注】「特別地域加算」「中山間地域等における小規模事業所加算」については、指導監査室ホームページ（<https://www.pref.okayama.jp/page/571288.html>）を参照。